

有効期間満了日 令和5年12月31日

熊人安第183号

令和5年10月24日

こども家庭庁主唱の令和5年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の実施に向けた取組について（通達）

厚生労働省は、関係機関、関係団体等と連携して児童虐待防止対策を推進するため、平成16年度から11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、集中的な広報啓発活動等を実施していたところ、この度、こども家庭庁は、毎年11月を「秋のこどもまんなか月間」と定め、こども・子育てにやさしい社会づくりのための各種取組の一つとして「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施することを受け、警察庁から別添「こども家庭庁主唱の令和5年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の実施に向けた取組について（通達）」（令和5年10月17日付け警察庁丁人少発第1275号）が発出された。

本県警察においても、同取組に合わせて、11月の広報重点に「児童虐待防止対策の推進」を掲げているところであり、各警察署にあつては、それぞれの実情に応じ、児童虐待防止のための広報・啓発活動を推進するとともに、関係機関がより一層連携を図り、児童虐待防止を推進することを目的とした連絡会・研修会等へ積極的に参加されたい。

また、児童虐待への対応については、「児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応について（通達）」（令和3年3月19日付け熊生企第186号）等に基づき、引き続き、児童の安全確保を最優先とした迅速・的確かつ組織的な対応の徹底に努められたい。

なお、同取組に関連して実施した活動については、「生活安全警察に関する申報の業務合理化について（通達）」（令和3年3月12日付け熊生企第169号）に基づき、申報されたい。

※ 別添（略）